

大阪大谷大学
平成31年度 入学試験問題（一般中期）

日本史

注意事項

1. 問題冊子は、全部で7ページです。解答用紙は1枚です。
2. 解答用紙の所定欄に受験番号・氏名を記入してください。
3. 解答はすべて解答用紙の所定欄に記入してください。
4. 問題冊子は持ち帰ってください。

【1】次の史料A・B・Cを読み、設問に答えよ。

A

是に、①天皇詔りたまひしく、「朕聞く、諸家の所賣てる [a] と本辞と、既に正実に違ひ、多く虚偽を加ふ。今の時に当りて其の失を改めずは、幾年も経ずして其の旨滅びなむとす。斯れ乃ち、邦家の経緯、王化の鴻基なり。故、惟に [a] を撰び録し、[b] を討ね竅め、偽を削り実を定め、後葉に流へむと欲ふ」と。時に舍人有り。姓は稗田、名は阿礼、年は廿八。為人聡明にして、目に度り口に誦み、耳に払るれば心に勒す。即ち、阿礼に勅語して、帝皇の日継と先代の旧辞とを誦習はしめたまひき。然れども、運移り世異りて、未だ其の事を行ひたまはざりき。……焉に、[b] の誤忤へるを惜しみ、先紀の謬錯れるを正さむとし、和銅四年九月十八日に、臣安万侶に詔して、②稗田阿礼が所誦る勅語の [b] を撰び録して献上らしむといへり。謹みて詔旨の随に、子細に採り撫ひぬ。然れども、上古の時は、言と意と並に朴にして、文を敷き句を構ふること、字に於ては難し。已に訓に因りて述べたるは、詞心に逮ばず。全く音を以て連ねたるは、事の趣更に長し。是を以て、今、或は一句の中、音と訓とを交へ用ゐ、一事の内、全く訓を以て録しぬ。……大抵所記せるは、③天地の開闢^{ひら}けしより始めて、小治田^{おはりだ}の御世に訖る。……併せて三巻を録し、④謹みて献^{たてまつ}上る。……

和銅五年正月廿八日

正五位上勳五等太朝臣安万侶

<設問>

(1) 史料Aは、ある書物の序文である。その書名を記せ。

(2) 文中の空欄 [a] [b] に適当な語句を記せ。

(3) 下線部①「天皇」は、7世紀に国史編纂事業を始めた天皇である。それは誰か。

(4) 下線部②「稗田阿礼」は、天皇、皇族などに近侍して雑事にたずさわる職に就いていた。その職名を、史料の中から抜き出して記せ。

(5) 下線部③は、この書物の記載範囲を示している。「小治田の御世」とは、何という天皇の時代を指すか。

(6) 下線部④について、この書物は天皇に献上された。その天皇は誰か。

B

⑤日本准三后某、書を大明皇帝陛下に上る。日本国開闢以来、聘問を上邦に通ぜざること無し。某、幸にも国鈞を乗り、海内に虞れ無し。特に往古の規法に遵ひて、肥富をして祖阿に相副へしめ、好を通じて方物を献ず。金千両、馬十匹、薄様千帖、扇百本、屏風三双、鎧一領、筒丸一領、劔十腰、刀一柄、硯筥一合、同文台一箇。海島に漂寄の者の幾許人を搜尋し、これを還す。某誠惶誠恐頓首々々謹言。

C

(文明十二年十二月二十一日) 一 明年⑥室町殿より唐船を渡らせらるべきの由、御沙汰に及び、大内左京大夫に仰せ合せらると云々。楠葉入道、当年八十六歳なり。兩度唐船に乗る者なり。今日これと相語れり。唐船の理ハ生糸に過ぐべからざるなり。⑦唐糸一斤二百五十目なり。日本の代五貫文なり。西国の備前・備中に於いては、銅一駄の代は十貫文なり。唐土の明州・雲州に於いて糸ニこれを替へば、四十貫五十貫ニ成る者なりと云々。……

< 設問 >

(7) 史料 B・C は、室町時代の日明貿易に関する史料である。下線部⑤「日本准三后某」は、誰を指すか。姓名を記せ。

(8) 日明貿易では、明の皇帝が発行した証票を持参することが義務づけられていた。その証票は何と呼ばれるか。

(9) 下線部⑥「室町殿」は、8代将軍足利義政の子で、母は日野富子である。この人物の姓名を記せ。

(10) 下線部⑦によると、中国では「生糸」一斤が銀 250 文で手に入り、これを日本に持ち帰ると 20 倍の 5 貫文で売れるということである。「銅」ではどうだと述べているか。

【2】次の文章Aおよび史料B・Cを読み、設問に答えよ。

A

17世紀後半以降、すぐれた農具や農書が登場し、農業の生産力は著しく発展した。たとえば深耕用の〔 a 〕や、脱穀用の〔 b 〕など、鉄製の農具が普及した。また農書では、宮崎安貞の『〔 c 〕』がよく知られる。

それと同時に、貨幣経済も発展した。①金・銀・銭の〔 d 〕が各地にいきわたり、それらの交換を商売とする〔 e 〕は、大名などへの貸付も行った。また大名たちは、〔 d 〕の不足を補うため、〔 f 〕を発行することもあった。

B

其上昔ハ在々ニ殊ノ外銭払底ニテ、一切ノ物ヲ銭ニテハ買ハズ、皆米麦ニテ買タルコト、某田舎ニテ覚タル事也。近年ノ様子ヲ聞合スルニ、②元禄ノ頃ヨリ田舎へモ銭行渡テ、銭ニテ物ヲ買コトニ成タリ。………当時ハ旅宿ノ境界ナル故、金無テハナラヌ故、米ヲ売テ金ニシテ、商人ヨリ物ヲ買テ日々ヲ送ルコトナレバ、商人主ト成テ武家ハ客也。故ニ諸色ノ直段^{ねだん}、武家ノ心儘ニナラヌ事也。武家皆③知行処ニ住スルトキハ、米ヲ売ラズニ事スム故、商人米ヲホシガル事ナレバ、武家主ト成テ商人客也。去バ諸色ノ直段ハ武家ノ心マヽニナル事也。是皆古聖人ノ広大甚深ナル智恵ヨリ出タル万古不易ノ掟也。右ノ如クシテ④米ヲ至極ニ高直ニスルトキハ、御城下ノ町人皆雜穀ヲ食スル様ニ成ルベシ。

C

海を請たる郷村は、人を抱へ舟を造りて色々の海草を、又は種々の貝類を取てこやしとす。其外里中の村々は山をもはなれ海へも遠く、一草を茹求むべきはなく、皆以て田耕地の中なれば、始終⑤金を出して糞^{こや}しを買ふ。古へは〔 g 〕一俵の直段金一両に五十俵、六拾俵もしたるを、今は七、八俵にも売らず、………是享保子年まで五、六年の間の相場なり。

<設問>

(1) 文章Aの空欄 [a] ～ [f] に適当な語句を記せ。

(2) 下線部①「金・銀・銭」について、東日本ではおもに [h] が、西日本ではおもに [i] が流通した。[h] [i] に適当な語句を、下の(あ)～(う)から選び、その記号を記せ。

(あ) 金 (い) 銀 (う) 銭

(3) 史料Bは、徳川吉宗の諮問に答える形式で、幕政改革について述べた著書『政談』の一節である。その著者名を記せ。

(4) 下線部②のような現象が生じた直接的な原因は何か。

(5) 下線部③「知行処」とは、自分の領地のことである。その対義語として用いられている言葉を、史料Bの文中から抜き出して記せ。

(6) 史料Bの著者は、下線部④のような事態は、何によって引き起こされたと考えているか。

(7) 史料Cは、肥料の変遷過程について述べたものである。下線部⑤のような肥料のことを何と呼ぶか。

(8) 史料Cの空欄 [g] には、下線部⑤のような肥料の代表的な品名が入る。脂をしぼった小魚を乾燥させて作る、その肥料の名を記せ。

【3】 次の史料A～Cを読み、設問に答えよ。

A

第二条 今より後、日本国と魯西亜国との境、エトロフ島とウルップ島との間ニあるへし。エトロフ全島ハ、日本に属し、ウルップ全島、夫より北の方クリル諸島ハ、魯西亜ニ属す。カラフト島ニ至りては、日本国と魯西亜国の間ニおゐて、界を分たす。是迄仕来の通たるへし。

<設問>

(1) 史料Aは、ある条約からの抜粋である。その条約の名称を記せ。

(2) 史料Aの条約は、1855年、[a] で調印された。[a] に適当な地名を記せ。

B

第一款 大日本国皇帝陛下ハ其後胤ニ至ル迄、現今樺太島即①薩哈噠島ノ一部ヲ所領スルノ権理及君主ニ属スル一切ノ権理ヲ、全魯西亜国皇帝陛下ニ譲リ、而今而後樺太全島ハ悉ク魯西亜帝国ニ属シ、②「ラペルーズ」海峡ヲ以テ両国ノ境界トス。

<設問>

(3) 史料Bは、ある条約からの抜粋である。その条約の名称を記せ。

(4) 史料Bの条約は、[b] の開拓を優先する政府の方針によって、1875年に締結されたものである。[b] に適当な地名を記せ。

(5) 下線部①「薩哈噠」の読みがなを、ひらがなで記せ。

(6) 下線部②の海峡は、かつてフランスの士官ラ・ペルーズがアジアを探検した際、日本海からオホーツク海に出る時に、ここを通過したことから命名されたもので、日本では [c] 海峡と呼んでいる。[c] に適当な地名を記せ。

C

第二条 露西亜帝国政府ハ、日本国カ韓国ニ於テ政事上、軍事上及経済上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ、日本帝国政府カ韓国ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス………

第五条 露西亜帝国政府ハ、清国政府ノ承諾ヲ以テ、旅順口、大連竝其ノ付近ノ領土及領水ノ租借権及該③租借権ニ関連シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ権利、特権及譲与ヲ日本帝国政府ニ移転譲渡ス………

第九条 露西亜帝国政府ハ、薩哈噠島南部及其ノ付近ニ於ケル一切ノ島嶼竝該地方ニ於ケル一切ノ公共営造物及財産ヲ完全ナル主権ト共ニ永遠日本帝国政府ニ譲与ス、其ノ譲与地域ノ北方境界ハ北緯 [d] 度ト定ム………

<設問>

(7) 史料Cは、ある条約からの抜粋である。その条約の名称を記せ。

(8) 史料Cの条約が調印された時の日本の全権は誰か。

(9) 下線部③「租借権」とは何か。簡単に説明せよ。

(10) 史料中の空欄 [d] に適当な数字を記せ。